

佐野市生活路線バス運行事業者の募集

佐野市生活路線バス運行事業者を次のとおり募集するので公告する。

令和元年7月9日

佐野市長 岡部正英

1 事業概要

(1) 事業名

佐野市生活路線バス運行事業

(2) 事業範囲

佐野市全域及び足利市の一部

(3) 事業内容

道路運送法第4条に基づき、佐野市生活路線バスの運行運営を行う。

(4) 事業期間

選定された運行事業者は市と協定を締結し、協定の締結の日から令和7年3月31日までを事業期間とし、運行開始予定日は、令和2年4月1日とする。協定は特別な事情がない限り、解約できないものとする。ただし、運行事業者が協定締結後に応募資格要件を満たしていないことが明らかになった場合、運行上危険とされる場合及び不誠実な対応があった場合はこの限りではない。

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 市補助金の交付について

事業実施による損失が発生した場合は、運行経費（利潤を含む）から運賃収入、国補助金及びその他収入を差し引いた運行損失分を市から運行事業者に市補助金として交付する。

2 募集路線及び事業限度額等

(1) 募集路線及び事業限度額

募集路線及び事業限度額は次のとおりである。また、事業への応募にあたっては複数ブロックへの応募も可能とする。

【各路線の令和2年度事業限度額】

【ブロック1】 田沼葛生線・植下高萩線・運動公園循環線・犬伏線	97,784 千円
【ブロック2】 秋山線・仙波会沢線	24,588 千円
【ブロック3】 野上線・飛駒線・足利線	35,625 千円
【ブロック4】 赤見線	10,340 千円
【ブロック5】 フルーツ吾妻線	9,382 千円

(2) デマンド交通予約センターの設置運営

ブロック2、3、4、5の事業者は、市及び事業者間で協議のうえ、共通のデマ

ンド交通予約センターを設置し、運営するものとする。デマンド交通予約センター運営にかかる事業費の上限額は16,938千円とする。

3 事業者の応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法第199条の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法第174条の規定による再生計画の認可の決定がなされている場合を除く。）でないこと。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 社会保険等加入義務者（健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく保険（以下これらを「社会保険等」という。）への加入が義務付けられている者をいう。）が社会保険等に加入していること。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であり、かつ現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は、運行開始日の前日までに確実に同許可を有する見込みがある者。
- (9) 法人、個人は問わないが、佐野市内に営業所を有し、かつ市内に運行車両及び予備車両を保管する場所を有している者（事務所及び運転者の休憩所含む）又は運行開始日までに確実に有する見込みがある者。

4 事業者の審査方法

事業者選定にあたっては、佐野市生活路線バス運行事業者審査委員会を設置し、参加表明書、提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を実施する。

5 選定スケジュール

実施内容	実施時期
実施手続開始の公告	7月 9日 (火)
実施要領等関連書類の配布	7月 9日 (火) ~ 7月 22日 (月)
参加表明書の受付期間	7月 9日 (火) ~ 7月 22日 (月)
参加表明書及び募集要領、仕様書に対する質問受付	7月 9日 (火) ~ 7月 12日 (金)
参加表明書及び募集要領、仕様書に対する質問回答期限	7月 18日 (木)
提案書提出要請	7月 26日 (金)
提案書に対する質問書受付	7月 29日 (月) ~ 8月 5日 (月)
提案書に対する質問書回答期限	8月 8日 (木)
提案書提出期限	8月 15日 (木)
プレゼンテーション及びヒアリング	8月 22日 (木)
運行事業者選定・非選定通知書の通知	8月下旬
協定締結	8月下旬

6 手続き等

(1) 募集要領・参加表明書等関連書類の配布方法

応募者は、募集要領、仕様書、様式等を市ホームページからダウンロードすること。(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和元年7月22日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課
電話 0283-20-3014

ウ 提出方法

持参(休日除く)又郵送による。郵送で提出する場合は「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

(3) 参加表明書及び募集要領、仕様書に関する質問の受付期間、受付方法、受付場所及び回答方法

ア 受付期間

令和元年7月9日(火)から令和元年7月12日(金)午後5時まで

イ 受付方法

「参加表明書及び募集要領、仕様書に関する質問書」をメールに添付して提出すること。質問書以外の問合せは受け付けない。また、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

ウ 参加表明書に対する質問送付先

メールアドレス：koutuseikatsu@city.sano.lg.jp

エ 回答方法

令和元年7月18日(木)午後5時までに市ホームページに掲載する。なお、質問に対して個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

(4) 提案書に関する質問の受付期間、受付方法、受付場所及び回答方法

ア 受付期間

令和元年7月29日(月)から令和元年8月5日(月)午後5時まで

イ 受付方法

「提案書に関する質問書」を持参又はメールに添付して提出すること。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。質問書以外の問合せは受け付けない。また、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

ウ 受付場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課

電話 0283-20-3014

メールアドレス：koutuseikatsu@city.sano.lg.jp

エ 回答方法

令和元年8月8日(木)午後5時までに市ホームページに掲載する。

(5) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和元年8月15日(木)午後5時必着とする。提案書提出後の記載内容変更及び追加資料の提出や見積金額の変更は認めない。

イ 提出場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課

電話 0283-20-3014

ウ 提出方法

持参又郵送による。郵送で提出する場合は「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

エ 提案書の内容に関する疑義

提案書の内容に疑義がある場合、その内容について確認する場合がある。

(6) その他

応募に関しての詳細については別紙「佐野市生活路線バス運行事業者募集要領」及び「佐野市生活路線バス運行事業共通仕様書」、「佐野市生活路線バス運行事業特記仕様書①・②」を参照にすること。